

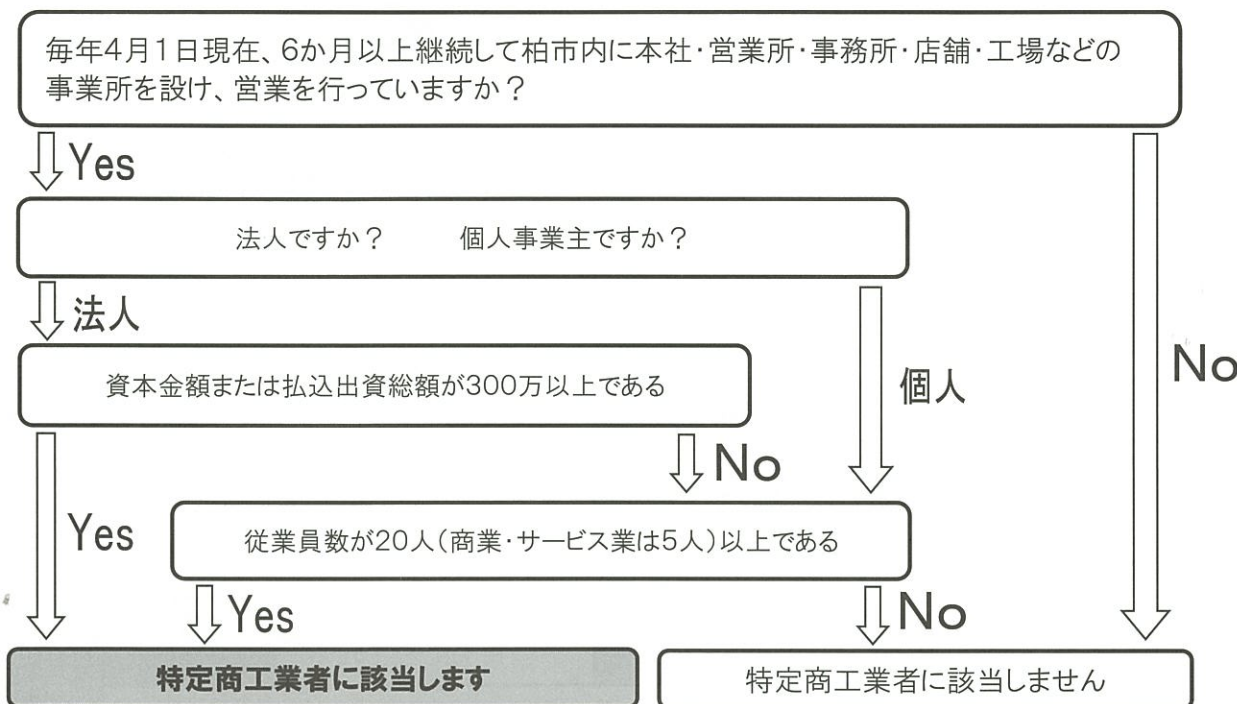
特定商工業者制度について

商工会議所には、法律で定められた一定規模以上の企業(特定商工業者)にその登録(法定台帳の提出)のご協力をいただき、その地域の商工業の実態把握を行い、地域経済の改善発達のための基礎資料とする特定商工業者制度が設けられています。これは、商工会議所法という法律で定められた全国的な制度です。商工会議所の「会員」とは以下の通り異なります。

特定商工業者と商工会議所会員の違い

特定商工業者	商工会議所会員
商工会議所法で定められた制度で、柏市内で6ヵ月以上営業されており、その規模が法律で定められた基準であれば会員非会員にかかわらず法定台帳の提出が義務付けられます。	事業者の自由意思によって加入し、会費を支払うことで事業の拡大を図るためのさまざまな支援事業・サービスが受けられます。

以下のフローチャートでご確認ください



特定商工業者の義務

1. 商工会議所に自己の事業内容を登録します。(毎年5月にご連絡いたします)
2. 登録した内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

特定商工業者の特典

1. 法定台帳にもとづいて商取引のあっせん、照会等を受けることができます。

負担金

1. 法定台帳の整備のためにいただいております負担金につきましては、2019年度よりいただいております。

「商工会議所法」(法律第143号 昭和28年8月1日公布)の法定台帳に関する条文抜粋
(法定台帳の作成)

- 第10条 商工会議所は、成立の日から1年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を作成しなければならない。(2～6項まで略)
7. 特定商工業者は、第1項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。
8. 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。(法定台帳の運用及び管理)
- 第11条 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。
2. 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3. 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。